**運営規程のイメージ（短期入所療養介護）**

※黄色着色部分を適宜変更してください。これらの項目以外でも、必要に応じて記載してください。網掛け部分は留意事項です。

長野県庁医院　指定（介護予防）短期入所療養介護　運営規程

　（事業の目的）

第１条 医療法人△△会が開設する長野県庁医院短期入所療養介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する必要な事項を定め、事業所の従事者が、要支援状態及び要介護状態にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定短期入所療養介護を提供することを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、可能な限り、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに、日常生活上の世話等の適切なサービスの提供を行い、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称及び所在地）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　一　名称　　医療法人△△会　長野県庁医院

　二　所在地　長野県・・・・・・・・・

　（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　一　管理者　１名

　　　管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

　二　医師　１名

　　　医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。

　三　薬剤師 ○名

看護職員　○名以上

　　　介護職員　○名以上

　　　支援相談員　○名以上

　理学療法士・作業療法士・言語聴覚士　○名以上

　管理栄養士　○名以上

　・・・・・

従業者は指定短期入所療養介護及び指定介護予防短期入所療養介護の提供を行う。

　（利用者の定員）

第５条　利用者の定員は、○○人とする。（ユニットの数及びユニットごとの利用定員）

　（指定短期入所療養介護の内容）

第６条　指定短期入所療養介護の内容は、次のとおりとする。

　一　療養上の診療

二　看護

三　医学的管理の下における介護

四　機能訓練

五　食事の提供

六　レクリエーション等その他のサービスの提供

※送迎の有無も含めたサービスの内容を記載すること

　（利用料その他の費用の額）

第７条　指定短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、その額に利用者の介護保険負担割合証に記載の自己負担割合を乗じた額とする。

２　滞在費、食費の利用料については、次（または別紙利用額一覧表）のとおりとする。なお、厚生労働大臣が定める利用者負担段階第１段階、第２段階、第３段階の該当者については、市町村から交付される「介護保険負担限度額認定証」に記載された負担限度額を利用者負担額とする。

（滞在費）

①多床室　　　　　日額　　　　円

②従来型個室　　　日額　　　　円

③特別な居住費　　日額　　　　円

（食費）

①食費　　　　　　日額　　　　円

②特別な食費　　　日額　　　　円

３　前項の利用料等のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

　一　送迎に要する費用

二　理美容代

三　その他の便宜の提供のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの

４　本条２項、３項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払について同意をする旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

　（通常の送迎の実施地域）

第８条　通常の送迎の実施地域は、○○市、△△町、××村の区域とする。

**※市町村内一部の場合は、地区名まで記載**

　（施設利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者が指定短期入所療養介護の提供を受ける際に留意すべき事項は、次のとおりとする。

一　利用者は火気の取扱いに注意しなければならない。

二　利用者は事業所の設備及び備品を利用するに当たっては、職員の指示や定められた取扱要領に従い、当該設備等を破損することのないよう、また安全性の確保に留意するものとする。

三　利用者は喧嘩、口論または暴行等、他人の迷惑となる行為をしてはならない。

四　利用者は事業所の安全衛生を害する行為をしてはならない。

**※サービス利用にあたっての留意事項を記載する**

　（非常災害対策）

第１０条　事業所は、消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成するとともに、当該消防計画に基づく次の業務を実施する。

　一　消火、通報及び避難の訓練（年２回）

　二　消防設備、施設等の点検及び整備

　三　従業者の火気の使用又は取扱いに関する監督

　四　その他防火管理上必要な業務

２　事業所は、前項に規定した訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１１条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

（１）　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する

（２）　虐待の防止のための指針を整備する。

（３）　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

**※研修を実施すべき頻度はサービス種別によって異なる。**

**年2回：特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院**

**年1回：上記以外のサービス**

（４）　前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第１２条　施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

２　　施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

　（その他運営に関する重要事項）

第１３条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるもの

　とし、また、業務体制を整備する。

　一　採用時研修　採用後○か月以内

　二　継続研修　年○回

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させ

　るため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内

　容とする。

4　事業所は、この事業を行うために必要な記録を整備し、その完結の日から２年間（身体拘束・苦情・事故に関する記録は５年間）保存するものとする。

5　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人△△会と事業所の管

　理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附　則

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。**※指定予定年月日又は改正年月日を記載**

☆この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、

記載の仕方やその内容は、基準を満たす限り、任意のもので構いません｡